

○内閣府令第七十一号

食品表示法(平成二十五年法律第七十号) 第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
令和六年八月二十三日

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に掲げるものに対しては、これを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(定義)

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇九 略」

十 機能性表示食品 疾病に罹患していない者(未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む))及び授乳婦を除く)を対象として、機能性関与成分によつて健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的(疾病リスクの低減に係るものを除く)が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品であつて、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

イ 別表第二十六の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表下欄に掲げる方法により当該食品の販売を開始する日の六十日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない)前までに(このイの規定による届出(以下単に「届出」という)がされたことがない機能性関与成分に関して届け出られた表示の内容がこの府令その他関係法令の規定に違反するおそれがない旨の確認がないこと等により同表下欄に掲げる方法により提出される資料の確認に特に時間を要すると消費者庁長官が認める場合にあつては百二十日(同項各号に掲げる日の日数は、算入しない)前までに)消費者庁長官に届け出たものであること。
ロ 当該食品に係る届出を行い表示内容を有する食品関連事業者(以下「届出者」という)が、当該届出の日以後において、別表第二十七の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表下欄に掲げる内容を遵守しているものであること。

ハ 次に掲げる食品でないこと。

(1) 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号) 第四十三条第一項の規定に基づく許可又は同法第六十三条第一項の規定に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品(以下「特別用途食品」という)。

(2) 栄養機能食品

(3) アルコールを含有する食品(アルコールを人体に摂取するためのものに限り、)

(4) 国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号) 第十一条第二項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品

(5) 当該食品に係る届出の日以降における科学的知見の充実により機能性関与成分によつて健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨の表示をすることが適切でないことと消費者庁長官が認める食品

「十一」二十略

改正前

(定義)

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇九 同上」

十 機能性表示食品 疾病に罹患していない者(未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む))及び授乳婦を除く)に対し、機能性関与成分によつて健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的(疾病リスクの低減に係るものを除く)が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品(健康増進法(平成十四年法律第百三十三号) 第四十三条第一項の規定に基づく許可又は同法第六十三条第一項の規定に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品(以下「特別用途食品」という)、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号) 第十一条第二項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く)であつて、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の六十日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。

「十一」二十 同上

附則

第一条 この府令は、令和六年九月一日から施行する。ただし、別表第二十六（五）の項を除く。に掲げる事項並びに別表第二十七の二の項第八号及び四の項に掲げる事項の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

第二条 令和八年八月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）の表示については、この府令による改正後の第三条第二項、第二十二條第一項、別表第二十及び別表第二十七の二の項第一号の規定中天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品として届出をした場合に関する規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 令和七年四月一日において現に販売されている機能性表示食品に係るこの府令による改正後の別表第二十七の四の項イの規定中「機能性表示食品に関する届出に係る届出番号が付与された日」とあるのは「令和七年四月一日」と読み替えるものとする。

第四条 この府令の施行前に改正前の第二条第一項第十号の規定によりされた届出は、改正後の第二条第一項第十号イの規定の適用については、同号イ中「六十日（行政機関の休日に関する法律昭和六十二年法律第九十一号）令和七年三月三十一日までの間におけるこの府令による改正後の第二条第一項第十号イの規定の適用については、同号イ中「六十日（行政機関の休日に関する法律昭和六十二年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。」前までに（このイの規定による届出（以下単に「届出」という。）がされたことがない機能性関与成分に関して届け出られた表示の内容がこの府令その他関係法令の規定に違反するおそれがない旨の確認がないこと等により同表下欄に掲げる方法により提出される資料の確認に特に時間を要すると消費者庁長官が認める場合にあつては百二十日（同項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに）とあるのは「六十日前までに」とする。

告示

○内閣府告示第百六号

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第二条第一項第十号イの別表第二十六の五の項の規定に基づき、内閣府大臣が定める届出の方法を次のように定め、令和六年九月一日から施行する。

令和六年八月二十三日

内閣府大臣 岸田 文雄

食品表示基準第二條第一項第十号イの別表第二十六の五の項の規定に基づき、内閣府大臣が定める届出の方法を定める告示

（適用）

第一条 機能性表示食品（食品表示基準第二條第一項第十号に規定する機能性表示食品をいう。）のうち、同号イの別表（以下単に「別表」という。）第二十六の五の項に規定する届出者の届出の方法については、この告示の定める方法による。

（届出の方法）

第二条 届出者は、別表第二十六の五の項に規定する事項を記録した電磁的記録を、消費者庁が整備する「機能性表示食品制度届出データベース」を用いて、消費者庁長官に提出する。ただし、災害その他のやむを得ない事由により、当該データベースによる届出ができないときは、この限りでない。

第三条 届出者は、前条の規定による届出をするときは、様式を用いるものとする。

様式

商品名	
健康被害の情報の対応窓口電話番号	
電話番号	

電子メールアドレス	
上記手段以外の連絡先	
連絡対応日時	
組織図及び連絡フローチャート	

（記載要領）

- 「商品名」「健康被害の情報の対応窓口部署名等」「電話番号」及び「連絡対応日時」の記載並びに「組織図及び連絡フローチャート」の電磁的記録媒体による添付は、必ず行うこと。
- 「電話番号」は、容器包装に表示される電話番号と一致させること。
- 「連絡対応日時」は、消費者、医療従事者等からの連絡に対応することが可能な曜日、時間帯を記載すること。
- 「組織図及び連絡フローチャート」に添付する組織図は、届出者の組織内における窓口となる部署の位置付けが明記されていること。また、窓口となる部署が届出者と異なる場合、届出者との関係が明記されていること。
- 「組織図及び連絡フローチャート」に添付する連絡フローチャートは、健康被害に関する情報の収集、評価並びに消費者及び行政機関への情報提供について一連の行程が分かるものであること。
- 本様式には国内に設置された窓口の情報を記載すること。

○金融庁

財務省

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和六年八月二十三日

金融庁長官 井藤 英樹
財務大臣 小泉 龍司
財務大臣 鈴木 俊一